

大阪府ギャンブル等依存症対策推進会議規則を公布する。
令和四年十一月二十四日

大阪府知事 吉村 洋文

大阪府規則第八十四号

大阪府ギャンブル等依存症対策推進会議規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府附属機関条例(昭和二十七年大阪府条例第三十九号)第六条の規定に基づき、大阪府ギャンブル等依存症対策推進会議(以下「推進会議」という。)の組織、委員の報酬及び費用弁償の額その他推進会議に關し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 推進会議は、委員二十五人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験のある者
- 二 医療関係団体、福祉関係団体、医療施設等の代表者
- 三 ギャンブル等依存症対策基本法(平成三十年法律第七十四号。以下「法」という。)第二条に規定するギャンブル等依存症(以下「ギャンブル等依存症」という。)である者等
- 四 ギャンブル等依存症である者等の支援に關する活動を行う団体等の代表者
- 五 法第七条に規定する関係事業者の代表者
- 六 関係行政機関の職員
- 七 前各号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

3 委員(関係行政機関の職員のうちから任命された委員を除く。)の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第三条 推進会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第四条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第五条 推進会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を推進会議に報告する。

5 前条第二項及び第三項の規定は、部会の会議について準用する。

6 前条の規定にかかわらず、推進会議は、その定めるところにより、部会の決議をもって推進会議の決議とすることができる。

(意見の聴取)

第六条 推進会議及び部会は、必要があるときは、関係者から意見を聴くことができる。

(報酬)

第七条 委員の報酬の額は、日額八千三百円とする。

(費用弁償)

第八条 委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(庶務)

第九条 推進会議の庶務は、健康医療部において行う。

(委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、令和四年十一月二十五日から施行する。